

# 「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業 (コンソーシアム運営・調査研究)」業務委託要項

令和5年5月23日  
大臣官房長決定

## 1. 趣 旨

国際バカロレア（IB）は、グローバル化に対応した素養・能力を育成するための国際的な教育プログラムであり、我が国では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）等において、2022年度までに200校以上にするとする目標を掲げ、「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」等を通じてIBの普及・拡大のための取組を推進してきた。

2023年度以降は、「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」における議論に基づき、IBの教育効果等を把握し、その特徴や効果等の理解につながる情報提供等を行い、IBの導入や活用の検討を引き続き促すため、これまでの「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」のリソースを活用し、国内におけるIBの実態把握やIBの教育効果等に関する調査研究、各種イベントやオンラインプラットフォーム、IB教育アドバイザーを通じた地方公共団体・幼小中高校・大学等の取組支援、関係者間の情報交換等を促進するためのネットワーク形成の支援を行う。

## 2. 委託業務の内容

業務委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

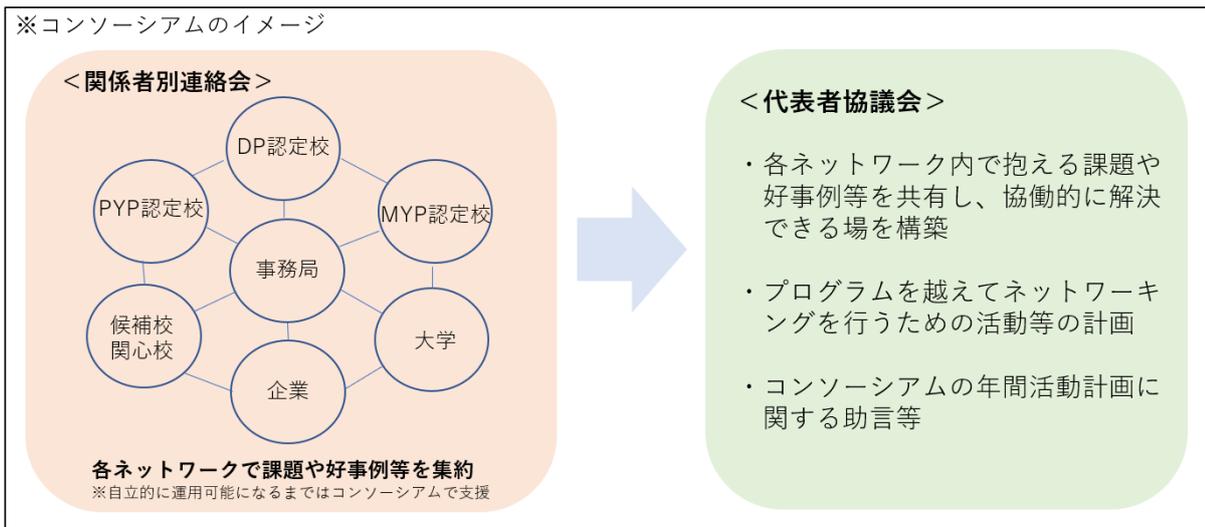
### 【タイプA】コンソーシアム運営業務

#### （1）コンソーシアム体制整備

受託団体は、国内のIB認定校、IB導入を検討している団体、IB修了生の受け入れ主体（大学・企業等）が有するニーズや課題、好事例等を集約する場として関係者別連絡会を開催し、それぞれが抱える課題や好事例等を共有し、協働的に解決できる場として代表者協議会を開催する。これらのネットワークを構築し、国内における円滑なIBの普及・促進を図るため、コンソーシアム<sup>※</sup>を運営する。

また、国内において持続的にIBの普及・促進施策が展開されるよう、自立的なコンソーシアムの運営に向けて必要な方策に関しても検討を行う。

※コンソーシアムのイメージ



## (2) 国際バカロレアの好事例の波及、導入を検討する学校等への支援業務

受託団体は、教育段階や地域バランスを考慮し、コンソーシアム構成機関からIB教育アドバイザーを選任する。また、アドバイザーと連携して以下の支援業務を行う。

- 広く国内の学校に対して、IBに特徴的な教育手法や事例等をまとめ、学校が既存の教育に取り入れることができるよう、情報発信を行う。
- IB導入に関心を有する学校、教育委員会等に対しては、国内固有の課題（学習指導要領との両立等）に重点を置きつつ、IB認定に向けた手続等に関するマニュアルを整備し、助言や情報発信を行う。
- IBを活用した大学入試を実施している大学の事例等をまとめ、国内大学におけるIBの認知・内容理解の促進を図る。
- IB認定校においても持続的にIB教育が発展されるよう、助言等を行う。

## (3) プラットフォームの構築・運営業務

受託団体は、広く国内におけるIBの認知・内容理解を促進し、コンソーシアムの関係者間での効果的な情報共有が行われるよう、プラットフォーム（WEBサイト等）の構築を行う。

また、メールマガジンやSNSでの情報発信を行い、構築したプラットフォームが効果的に活用されるように運営するとともに、利用状況を把握し、随時改善を行う。

## (4) シンポジウム等の開催業務

受託団体は、IB教育の意義について社会発信を行うためのシンポジウムを年1回開催し、国内におけるIBの認知・内容理解の促進を図る。また、IBに特徴的な教育手法や事例等を情報共有するためのセミナーを年2回以上開催し、学校現場での活用方法の普及や、大学関係者へのIBの理解の促進を図る。

## 【タイプB】国際バカロレアの教育効果等に関する調査研究業務

受託団体は、IBに知見のある専門家及び文部科学省で構成された会議を開催し、専門家等の意見を踏まえ、調査項目を決定し、調査研究を行う。また、調査分析及び成果報告の進捗状況を適宜文部科学省に報告する。＜調査研究の例＞

- 国内外のIB認定校に対する実態調査（在籍生徒数、教員数（日本人/外国人）、卒業生数、開講科目（日本語/英語）、進学先等）
- 国内外の大学でのIBを活用した入試に関する実態調査（出願資格、IBスコア基準、出願書類等）
- IB認定校在学中の教育効果
- 大学入学後の成績の伸び、学習態度、大学院進学率、就職先等
- 日本語DPにおける英語で履修する科目の在り方
- IB認定校等におけるIBを通じた教員の学び

## 【タイプA・B共通】留意事項

- (1) タイプA、Bの一方または両方のいずれも応募可とする。
- (2) タイプA、Bの受託団体は定期的に情報交換を行い、互いの担当事業の実施に協力しあうこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」でこれまでに作成した既存のリソースを活用すること。なお、文部科学省との協議に基づき、業務内容について適切な範囲において修正を行うことがある。
- (4) 受託団体は、文部科学省だけでなく、国際バカロレア機構との英語による情報共有が可能な体制を確保するものとする。
- (5) 各種会議や関係者との打ち合わせ、相談対応については、記録を作成し、速やかに文部科学省に共有すること。

## 3. 業務の委託先

教育分野に関する知見及び実績を有し、国際バカロレア機構を含む関係諸機関と密接な連携を図ることができる以下の団体及びその連合体とする。なお、連合体で提案する場合は、代表する団体が提案を行う。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 任意団体

ただし、(2)に該当する団体については、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

#### ④団体等の本拠としての事務所を国内に有すること

#### 4. 委託期間

原則として契約を締結した日から令和10年3月31日までとする。（ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。）

#### 5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、事業計画書（別添）文部科学省に提出すること。なお、必要に応じて、事業計画書に記載の内容を補足する資料を添付して構わない。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託する団体等を決定し、委託契約書（様式第1）を元に当該団体と条件について調整した上で契約を取り交わし、業務を委託する。

#### 6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、人件費、事業費※、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。  
※事業費：諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

#### 7. 再委託

- (1) 受託団体は、当該業務のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、当該事業の一部を再委託することができる。ただし、当該事業の全部を再委託することはできない。
- (2) 受託団体は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託申請書により、文部科学省の承認を得なければならない。
- (3) 受託団体は、再委託を行う場合の事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

#### 8. 業務完了（廃止）の報告

- (1) 団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から20日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。
- (2) 事業完了等に係る事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱

いを行うものとする。

#### 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10. 知的財産権・コンテンツに係る知的財産権

事業の実施の過程において受託機関が作成した成果物等の知的財産権は、文部科学省に帰属する。

#### 11. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託団体は、文部科学省の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。